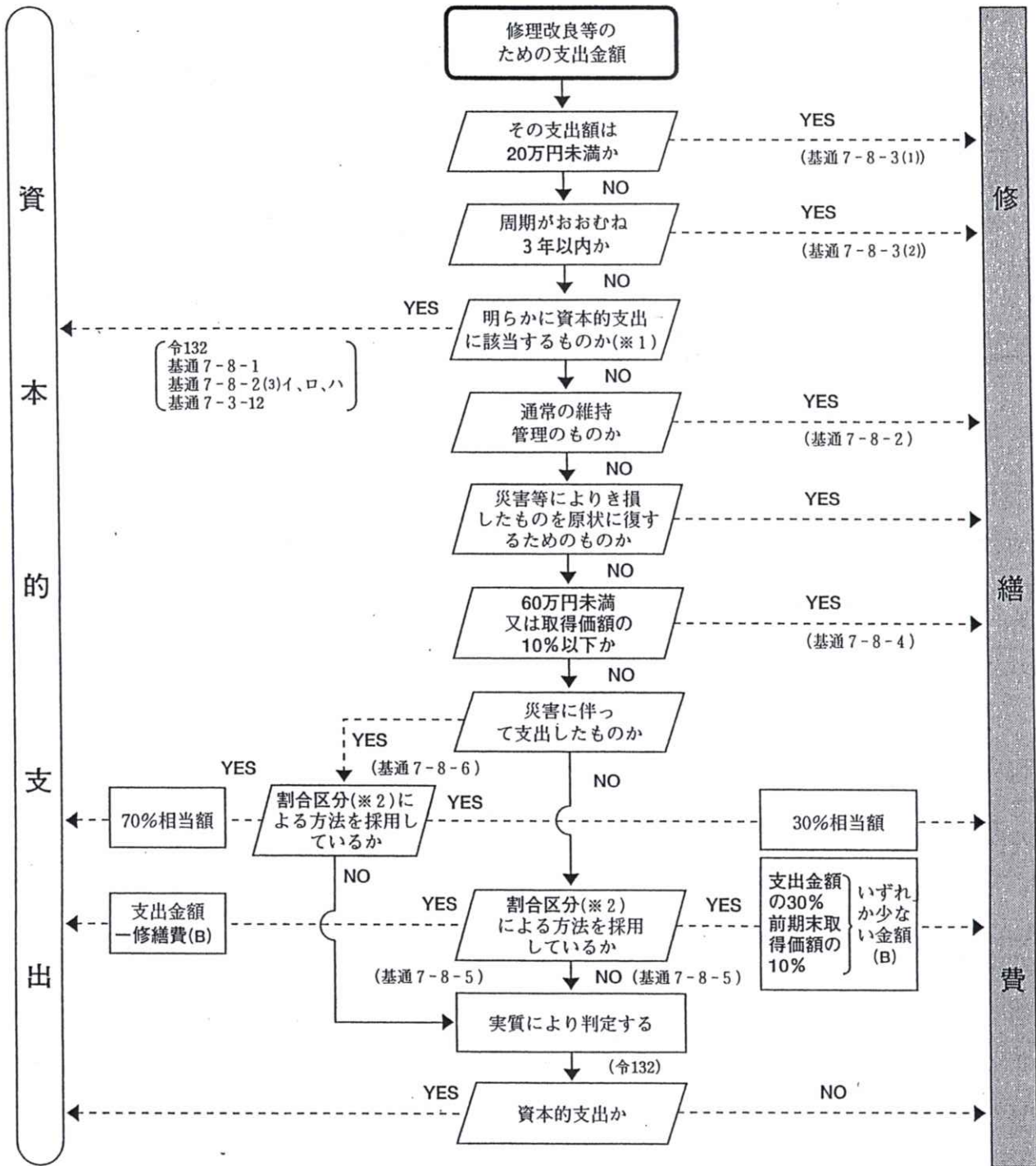


★資本的支出と修繕費の区分判定 (令132,法基通7-8-1~5)



注(※1) 明らかに資本的支出に該当するもの

- ① 増築、拡張等物理的に付加されたことが明かな部分に対応する金額
- ② 通常、改造又は改装といわれる用途変更のための模様替え等に直接要した金額
- ③ 取替え部分の品質の改良に要した金額

$$\text{支出額} \times \left\{ [A] - \left(\frac{\text{除却部分と同品質のもの}}{\text{新品としての購入(製作)価額}} \right) \right\} / (\text{取替え部品の購入(製作)価額} [A])$$

(※2) 割合区分とは、図の形式的区分基準等に該当しない一の修理等による支出額(支出額の30%相当額または修理等対象資産の前期末取得価額の10%相当額のいずれか少ない金額)を、修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これが認められます。資本的支出とする部分に対応する除却損は計上を認められません。